

檢疫所業務管理室

1. 検疫業務における水際対応（G20 大阪サミット、ラクビーワールドカップ等に向けて）

（1）国際的に脅威となる感染症への健康監視の的確な実施

従前の経緯

- 検疫所は、検疫法第 18 条第 2 項の規定により感染症の国内侵入を防止するため感染の疑いがある者のうち、停留されない者については当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行うことができるとなっている。

特に中東呼吸器症候群 (MERS) 及び鳥インフルエンザについては、現在、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成 29 年 7 月 7 日付け健感発 0707 第 3 号健康局結核感染症課長通知）及び「鳥インフルエンザ A (H 5 N 1 又は H 7 N 9) における検疫対応について」（平成 18 年 10 月 17 日（平成 25 年 4 月 26 日一部改正）付け健感発第 1017001 号健康局結核感染症課長通知）に基づき、都道府県等と連携して健康監視を実施することとしている。

第 18 条（仮検疫済証の交付）

検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めたときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症（第 2 条第 2 号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。

- 平成 29 年度健康監視実績は 63 件である。

都道府県に対する要請

- 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。
- 本年は、G20 大阪サミットやラクビーワールドカップ等（別紙参照）があり、訪日外国人旅行客が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

(2) 感染症患者等の搬送手段の確保

従前の経緯

- 検疫所は、エボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等が発見された場合、検疫所長は隔離・停留のため感染症指定医療機関まで当該疑似症患者等を搬送することとなっている。
- 離島内で発見されたエボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等について、島外の特定または、第1種感染症指定医療機関までの搬送手段の適切な確保が求められているが実施が困難な状況について総務省行政評価局より指摘を受けている。

都道府県等に対する要請

- 離島からのエボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等の搬送手段については、搬送の可能性を含め、消防庁等と協議を行っているところである。
- 本年は、G20 大阪サミットやラグビーワールドカップ等があり、訪日外国人旅行客が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えている。今後検疫所より都道府県等に対し離島からのエボラ出血熱などの一類感染症疑似症患者等を適切に搬送できるよう相談したいと考えており、ご協力をお願いしたい。

(3) その他

都道府県等に対する要請

- 生存者を乗せた国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した場合、検疫所は、保健所と連携し生存者の健康状態の確認を実施している。近年、漂着事案も多く発生しているため、検疫所に関係機関と直接連絡が取れる体制を構築していただきますようご協力をお願いしたい。
- 今後とも、国籍不明の木造船等が漂着し不法入国した生存者が確認された場合は検疫所と連携し健康状態の確認をお願いしたい。

2. 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施

従前の経緯

- 都道府県等が検疫飛行場以外の地方空港に、国際チャーター便を誘致する場合には、検疫感染症患者等を発見した場合など非常時の体制を整備すること等について関係者と連携し国際チャーター便の検疫対応を行っている。

都道府県等に対する要請

- 今後とも、検疫飛行場以外の地方空港の国際チャーター便の検疫対応については、検疫所は非常時の体制の整備について各都道府県等関係者と連携し、連絡先の確保、検疫感染症等を発見した場合の収容先の医療機関の確保など適切な対応について引き続き、ご協力をお願いしたい。

3. 検疫所における輸入食品の監視体制

従前の経緯

- 我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、約4割(農林水産省「平成27年度食料需給表」)であり、約6割を海外に依存する状況となっているため、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。
- 平成29年度の食品等の輸入届出は、10年前と比較して、約1.4倍に相当する約243万件に達している。このうち、輸入食品等に係るモニタリング検査、検査命令等の輸入時検査を実施したものは、200,233件(重複を除く。)であり、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、821件(重複を除く。)となっている。
- 国別の届出件数(総届出件数に対する割合)をみると、中国が788,273件(32.4%)と最も多く、次いで米国の226,444件(9.3%)、フランス211,511件(8.7%)、タイ168,129件(6.9%)、韓国122,337件(5.0%)、イタリア121,625件(5.0%)の順であった。
また、国別の違反状況をみると、中国は191件、米国は135件、ベトナムは65件、タイは59件、イタリアは38件、フランスは32件の順であった。

(注) 食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳は以下のとおり

第11条違反(食品又は添加物の基準及び規格)	479件
第6条違反(販売を禁止される食品及び添加物)	257件
第10条違反(添加物の販売等の制限)	73件
第18条違反(器具又は容器包装の基準及び規格)	25件
第9条違反(病肉等の販売等の制限)	14件
第62条違反(おもちゃ等についての準用規定)	4件

今後の取組

- 今後とも、検疫所において、輸入食品の輸入実績、違反状況等を踏まえて毎年度策定される「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入食品の監視指導を実施する。
- 平成31年度予算案では、輸入食品の審査・検査体制の強化のため、全国32カ所の検疫所に食品衛生監視員を1名増員し、421名を配置する予定である。

都道府県に対する要請

- 厚生労働省としては、輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法違反件数等の状況をまとめた、「輸入食品監視統計」について、翌年度の8月をメドに公表しているため、国内に流通する輸入食品の監視指導の際に参考とされたい。

G20 大阪サミット、ラグビーWC、即位の礼、 アフリカ開発会議(TICAD 横浜)について

○ 2019年度は、G20 大阪サミット等の国際行事が下表のとおり予定されている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度		G20			TICAD (横浜)		ラグビーW杯			即位礼正殿の儀 (10/22)		
2020年度				東京オリパラ								

◆:G20 ▲:ラグビーW杯 ●:東京オリパラ ■:TICAD

G20(2019年5～6月、9～11月開催) ※

- ・首脳会合(6/28、29):大阪府(大阪市)
- ・財相・中央銀行総裁会合:福岡県(福岡市)
- ・関係閣僚会合:北海道(倶知安町)、新潟県(新潟市)、茨城県(つくば市)、長野県(軽井沢町)、愛知県(名古屋市)、岡山県(岡山市)、愛媛県(松山市)

第7回アフリカ開発会議(TICAD)(2019年8月28～30日)
横浜市

ラグビーW杯(2019年9月20日～11月2日)
北海道(札幌市)、岩手県(釜石市)、東京都(調布市)、埼玉県(熊谷市)、神奈川県(横浜市)、静岡県(袋井市)、愛知県(豊田市)、大阪府(東大阪市)、兵庫県(神戸市)、福岡県(福岡市)、大分県(大分市)、熊本県(熊本市)

東京オリンピック・パラリンピック
(2020年7月24日～8月9日、8月25日～9月6日)
東京都(23区、調布市)、埼玉県(さいたま市、川越市)、千葉県(千葉市、長生郡)、神奈川県(横浜市、藤沢市)、静岡県(伊豆市、駿東郡)
北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、福島県(福島市)、茨城県(鹿島市) ※サッカー、野球、ソフトボール

※G20 関係閣僚会合

- ・G20 新潟農業大臣会合 (2019年5月11日～12日)
- ・G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議 (2019年6月8日～9日)
- ・G20 茨城・つくば貿易・デジタル経済大臣会合 (2019年6月8日～9日)
- ・G20 長野軽井沢持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合 (2019年6月15日～16日)
- ・G20 松山労働雇用大臣会合 (2019年9月1日～9月2日)
- ・G20 岡山保健大臣会合 (2019年10月19日～20日)
- ・G20 北海道観光大臣会合 (2019年10月25日～26日)
- ・G20 愛知外務大臣会合 (2019年11月22日～23日)

